

2004年3月10日  
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

成人・老人健康診査業務に関し、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理について（答申）

2004年3月1日付けで諮問（第130号）された成人・老人健康診査業務に関し、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項の規定による本人以外のものからの収集の必要性があると認める。
- (2) 同条例第12条第4項の規定による目的外に利用させることの必要性があると認める。
- (3) 同条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があるとは認められない。
- (4) 同条例第16条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由、目的外に利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

- (1) 諮問に至った経過

ア 老人保健法（昭和５７年法律第８０号）第１６条により実施している基本健康診査は、住民基本台帳及び外国人登録台帳から４０歳以上の人を抽出して付番し、対象者全員に「基本健康診査及び肺がん・大腸がん検診受診票」を発送している。

しかし、老人保健法に基づく基本健康診査は、国民健康保険加入者や社会保険の扶養者などを対象としており、社会保険の加入者に対しては労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６６条により、雇用主が医師による健康診断を行わなければならないと定められている。本市においても、「基本健康診査及び肺がん・大腸がん検診受診票」の裏面に、重複受診をすることができない旨及び受診の際に保険証を持参する旨を記載し、周知に努めてきたが、基本健康診査の対象外である社会保険加入者本人の受診が見受けられ、予算見込み人数を上回って、補正予算で対応しているのが現状である。

イ この基本健康診査は、国から国庫負担金が出されている補助事業で、国・県・市の三者が３分の１ずつ負担して事業を行っているが、国から複数回の受診や他の保健事業で検診を受けているにもかかわらず基本健康診査を受診している実態が見受けられる旨の報告があり、適正な実施を図るよう指示があった。

ウ これを受けて、平成１５年度から新たに国民健康保険加入者、社会保険の扶養者、又は社会保険本人加入者かの確認・指導を基本健康診査の実施医療機関にお願いし、適正な執行を試みたが、実施医療機関の窓口での負担が大きく、期待した結果は得られなかった。

エ 平成１５年度の結果を踏まえ、平成１６年度は、基本健康診査の本来の対象者である国民健康保険加入者と社会保険の扶養者だけに「基本健康診査及び肺がん・大腸がん検診受診票」を発送することとし、基本健康診査の重複受診を防止し、適正化を図りたい。

(2) 本人以外のものから収集する必要性について

基本健康診査の本来の対象者に通知するためには、市民税県民税特別徴収情報を利用し、国民健康保険加入者と社会保険の扶養者に限定する必要がある。収集する対象者は、１９万６千人と多く、収集するための処理が短期間に集中し、本来業務が著しく阻害されるとともに、収集に係る費用が多分にかかることから、本人以外のものから収集する必要性がある。なお、本人以外のものから収集する個人情報、住所、方書、氏名、性別、生年月日、市民税県民税納付方法の特別徴収の有無についてである。

(3) 目的外利用させる必要性について

ア 必要性

基本健康診査の対象者に通知する「基本健康診査及び肺がん・大腸がん検

診受診票」に、勤務している方は労働安全衛生法第66条の規定により重複して基本健康診査を受診することはできない旨を記載しているが、この周知では期待した効果がなかった。

イ 国庫補助事業の適正な執行を図るため、医療機関診療窓口での指導を試みたが、対象医療機関の窓口での負担が大きく、外来患者への迷惑となり医療機関の受付が混乱し、医師会から市で保険区分の確認をするよう要望がなされた。

ウ そこで、国民健康保険加入者及び社会保険扶養者に対してのみ「基本健康診査及び肺がん・大腸がん検診受診票」を発送し、基本健康診査の重複受診を防止するため、住民基本台帳と市民税県民税の特別徴収者をマッチングして、一致しない人には従来通り「基本健康診査及び肺がん・大腸がん検診受診票」を発送し、一致した人には、別のグループとして付番し、会社の事情により受診の機会がない旨の申出があれば、「基本健康診査及び肺がん・大腸がん検診受診票」を交付することとし、基本健康診査の重複受診を防止し、財政面の削減と受診機会確保から市民税県民税特別徴収の有無について目的外利用させる必要がある。

エ 目的外利用させる個人情報の内容は、住所、方書、氏名、性別、生年月日  
市民税県民税納付方法の特別徴収の有無

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用させることに伴う本人への通知をしないことの合理的理由について

国庫補助事業の適性化を図り、本来は基本健康診査の受診対象とならない社会保険本人加入者を特定するものであり、本人通知を省略することにより、不利益が生じるものではなく、また基本健康診査は職員1名と臨時職員5名で実施し、個人通知をした場合には、対象人数が5万8千人と過分で事務が短期間に集中し、本来業務が阻害され、通知費用と事務量の効率化の観点から本人通知を省略したい。

(5) コンピュータ処理をする必要性について

ア 基本健康診査の重複受診を防止し、国庫補助事業の適正化を図る必要から市民税課の市民税県民税特別徴収義務の有無を住民基本台帳に取り込み、氏名・生年月日・性別・住所で突合し、不一致者は従来通り処理し、一致者は社会保険加入者として付番し、社会保険対象簿として出力する。

イ 紙ベースの出力項目

「基本健康診査及び肺がん・大腸がん検診受診票」に変更なし

発送簿に変更なし

発送簿と同一内容で社会保険対象者簿を新たに出力

(6) 安全対策について

社会保険本人加入者の抽出作業は、個人の分類を行うだけであり、個人データが外部に流出する可能性はなく、基本健康診査のMT（磁気テープ）は、時系列的に管理し、本業務を行うに当たっては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図る。

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(4)までの判断をするものである。

#### (1) 本人以外のものから収集する必要性について

収集する対象者が、多人数で一定期間に本人から収集することが物理的に困難であるとともに、収集に要する費用及び多量の事務量が必要となること、またこれらの情報は必要最小限の情報であることから、本人以外のものから収集する必要性は認められる。

#### (2) 目的外利用させる必要性について

基本健康診査の重複受診を防止し、国庫補助事業の適正化を図るためには、市民税県民税特別徴収義務の有無を住民基本台帳に取り込み、社会保険本人加入者を特定する必要があることから、目的外利用させる必要性は認められる。

#### (3) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用させることに伴う本人への通知しないことの合理的理由について

ア 通知をしないことが本人の不利益となるものではなく、また、対象人数が5万8千人と多人数のため、要する費用及び事務の効率化から通知することが困難であるとの説明であるが、本人以外のものから収集及び目的外利用させる情報が個人の税情報に係る内容であることから、条例の趣旨及び原則からすると、ただ単に対象人数が多いとの理由では、通知を省略する合理的理由に乏しいと思料する。

イ 通知に係る費用や作業量から本人への通知が困難であれば、広報紙等に個別かつ具体的に掲載するなどの手段を講じて周知を図るべきものとする。

#### (4) コンピュータ処理をする必要性について

ア 基本健康診査の重複受診を防止することを目的に、市民税県民税特別徴収義務の有無の情報を住民基本台帳情報に取り込み、社会保険本人加入者を特定するためコンピュータ処理をする必要性は認められる。

#### イ 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

